

第3節 土地利用に係る環境配慮指針

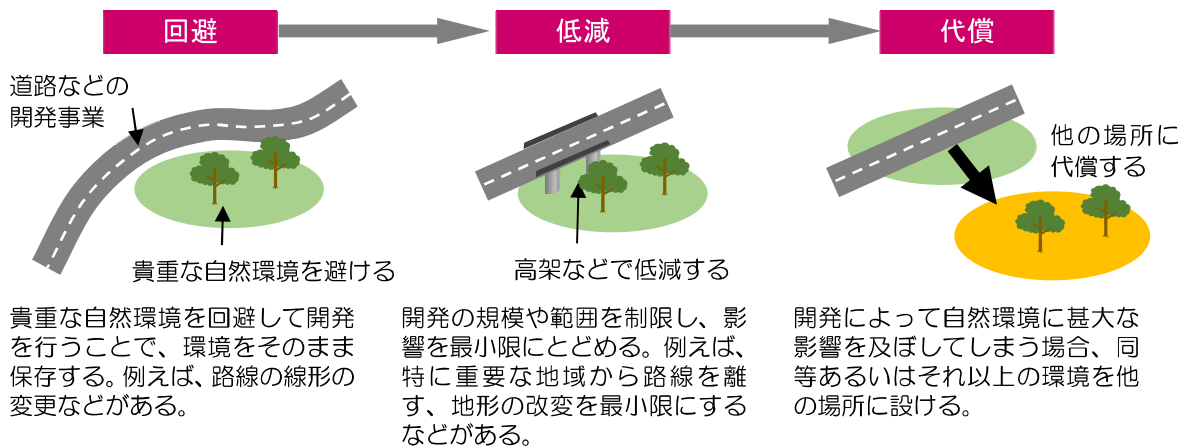


3-1 自然環境に対する環境配慮指針

公共事業や土地利用事業に際して、自然環境保全に関する共通事項としての基本的考え方及び配慮指針を示した上で、森林、農地、河川、湧水地、湿地といった多様な自然環境の保全の考え方や環境配慮事項を指針として示します。

①基本的な考え方（共通事項）

- 富士山や愛鷹山から続く森林、農地、河川、湧水地、湿地など多様な自然環境を保全しましょう。
- 事業計画段階で施工区域内に貴重な動植物の生息・生育環境があることが確認され、開発により影響を与えることが予想される場合には、まず「回避」することを検討し、不可能な場合は「低減」、「代償」の順に手当を行いましょう。



回避・低減・代償の考え方

②基本的な配慮指針（共通事項）

- 自然公園や自然環境保全地域では、禁止されている事項などの法令を遵守しましょう。
- 地域の自然環境の保全のため、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図るなど、施工区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮しましょう。
- 国立公園区域、自然環境保全地域に隣接する場合は、その境界から施工区域を離して設定しましょう。
- 自然環境保全上、特に必要があるときは、数ブロックに区分して施工しましょう。
- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の重要種に影響を与えないようにしましょう。
- 外来種の取り扱い（特定外来生物を含む生態系被害防止外来種を植栽・導入しない、また、確認した場合は防除するなど）に十分注意するとともに、植栽には郷土樹種*を活用することを検討しましょう。



* 常緑広葉樹：スタジイ、アラカシ、イヌマキ、イヌツゲ、ヤブツバキ など
 落葉広葉樹：コナラ、エゴノキ、イロハモミジ、ガマズミ など
 常緑草本：ジャノヒゲ、ヤブラン、ヤブコウジ、キチジョウソウ など

③自然環境保全における環境配慮指針

森林

- 保安林の境界から離して土地利用事業の施工区域を設定しましょう。
- 土地利用事業などに関して施工区域内の森林を伐開し、用途を変更する場合は、一部森林を残すか、新たに森林・緑地を創出し、森林・緑地を相当程度確保しましょう。
- 切土や盛土による地形の改変は最小限にとどめましょう。
- 動物の移動経路の確保や道路側溝への転落小動物の脱出施設の設置など、野生動物に配慮した構造的な工夫を行いましょ。

農地

- 自然環境に配慮した工法、材料を用いた多自然型の水路としましょう。
- 自然透水性に配慮して、必要最低限の簡易な舗装の農道としましょう。
- 土地の段差は、生物が生息できる空間を持つ石垣などを用いて処理しましょう。
- 必要に応じて、野生動物の移動経路の確保や道路側溝への転落小動物の脱出施設の設置など、構造的な工夫をしましょう。

河川

- 護岸整備にあたっては、自然環境に配慮した工法、材料を用いた多自然護岸とし、生物の生息環境の変化を最小限に抑えましょう。
- 現況河床の地形は治水計画の範囲内でできるだけ残しましょう。
- 水際や水底の形状を複雑にして、水の流れ方、水流の速度に変化を持たせることにより、生物が生息できる多様な水辺空間をつくりましょう。
- 河畔林や水生植物を保全・創出し、生物の生息環境や自然浄化機能を保持しましょう。
- 川の自然と周辺の自然がつながるように計画しましょう。
- 河床に段差があり魚などの移動が困難な場合、魚道を設けましょう。

湧水地

- 親水、触る親水、遊ぶ親水など、水辺の特性に適した親水方法に配慮して、様々な親水護岸をつくりましょう。
- 水辺周辺の緑の保全を行いながら、水と緑の空間軸を形成するとともに、自然の良さを味わえる散策路をつくりましょう。
- 誰もが楽しく利用できるように、湧水のある空間を憩いの場として整備し、湧水を通して人とのつながりを形成しましょう。

湿地

- 浮島ヶ原の湿地は、長い年月をかけて形成され、新たに創出することが難しい貴重な環境であり、多様な生物が生息していることから、保全を最優先に考えましょう。

3-2 開発における環境配慮指針

民間事業者による開発行為や建築物の建築、公共事業の実施時に取り組むべき環境配慮事項を以下に示します。

① 開発行為や建築物の建築における環境配慮指針

開発による環境影響の最小化

- 造成など土地の改変にあたっては、切土・盛土量を少なくするとともに、搬入した土砂などによる土壌汚染を防止しましょう。
- 大規模な開発の場合、発生交通量の抑制などにより大気汚染、騒音・振動、光害などを防止し、開発による環境への負荷を抑えましょう。
- 近隣の環境に配慮して、作業時間・営業時間を設定しましょう。
- 建設・解体工事の前には、周辺住民への説明を十分に行いましょう。
- 土砂崩れなどのおそれのある危険箇所での開発は行わないようにしましょう。
- 災害時の有害化学物質の漏えい防止対策を徹底しましょう。
- 建設・解体工事などにおける粉じんやアスベスト汚染の防止を徹底しましょう。

オープンスペースの確保

- 建物規模と用途に応じた適正な敷地面積（敷地のゆとり）を確保しましょう。
- 大規模な開発の場合、緑地、広場などを適切に確保しましょう。

環境への負荷の少ない製品・資材の使用

- 地元産の木材や木工製品を率先して使用しましょう。
- 再生品を使用しましょう。
- 健康に影響を及ぼすおそれのない資材を使用しましょう。
- 耐久性のある製品・資材を使用しましょう。

省エネルギーの推進

- 自然の光や風を取り入れるように工夫しましょう。
- 省エネルギーに配慮した照明・空調・換気・給湯・エレベーターなどの設備を導入しましょう。
- 太陽エネルギーや風力エネルギー、廃熱などの再生可能エネルギーを活用しましょう。

水の有効利用

- 雨水貯留槽を設置し、雨水を有効利用しましょう。
- 地質の状況に応じて雨水浸透施設を設置しましょう。
- 節水型の設備を導入しましょう。

緑化の推進

- 土地利用事業や公共施設については、相当程度の緑地面積を確保しましょう。
- 計画地内の既存樹木は、安易に伐採せずに可能な限り保全・移植しましょう。
- 敷地内や道路に面した部分などは、生け垣や樹木・草花などにより緑化し、その際、その土地本来の自然植生に基づく樹種を選定しましょう。
- 施工区域内の表土を活用しましょう。
- 駐車場は緑化ブロックの使用や高木を植栽するなどの対策をするとともに、雨水の浸透を促進する施工を行いましょう。

**周囲に調和する
建築景観**

- 建築物や屋外広告物、煙突などの形態や色彩は、富士山の眺望や周囲の景観と調和するようにしましょう。
- 建築物や煙突などは、「富士市景観計画」に基づき、色彩が周辺環境に調和するようにしましょう。
- 市街化区域以外の区域における建築物の高さはできるだけ低層としましょう。

②工事による廃棄物の減量化・再資源化（共通事項）

**廃棄物の
発生抑制**

- 廃棄物の発生を抑制する工法を採用しましょう。
- 包装・梱包材の簡素化を徹底させましょう。
- 型枠の利用回数を増やしたり、型枠不要な工法を検討したりしましょう。
- 型枠の材料として、熱帯木材以外の木材を使用しましょう。

**廃棄物の再利
用・再資源化**

- 建設発生土を再利用しましょう。
- 可能な範囲でコンクリート塊、スラグ、廃ガラスなどを材料とする再生材を利用しましょう。
- コンクリート、アスファルト、建設発生木材などの廃棄物の分別を徹底し、適正な保管・処理・資源化を図りましょう。